

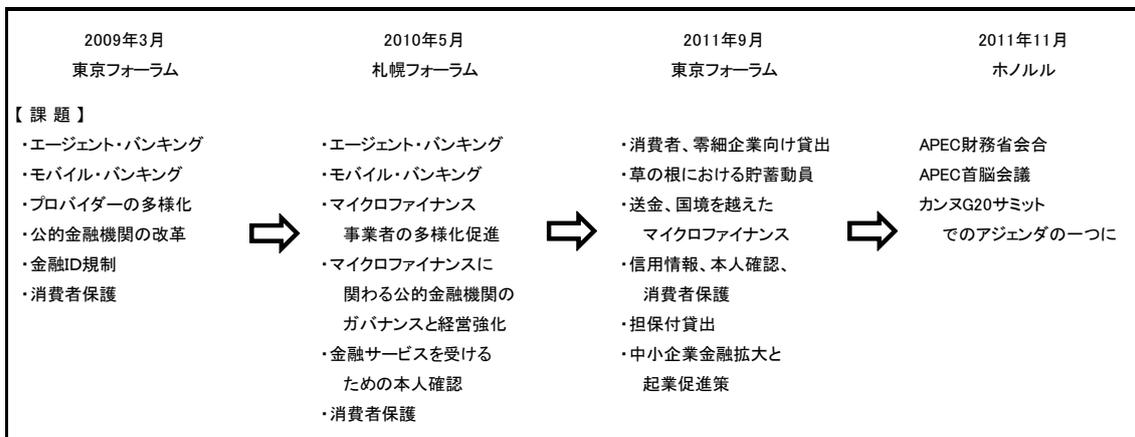


アジア・太平洋地域における金融アクセス拡大の取り組み  
～ADB・ABAC 主催 The Asia-Pacific Financial Inclusion Forum より～

経済調査部 上席研究員 山中 崇  
[tyamanaka@iima.or.jp](mailto:tyamanaka@iima.or.jp)

Financial Inclusion (FI) は近年、G20 や APEC の主要議題に挙げられるなど、重要性を高めている。こうした中、9月6～8日、アジア開発銀行研究所 (ADB) と APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) の共催により、FIに関するフォーラムが開催された。これは、2010年5月の札幌フォーラムに次いで開かれるもので、札幌フォーラムで ABAC が提示した課題を発展的に新しい課題に再構成して討議された。以下、それぞれの項目毎にフォーラムの概要を紹介する。

Financial Inclusion に関する会議の経緯



消費者、零細企業向け貸出

途上国の低所得層や零細企業の金融サービスへのアクセスを改善することは、経済全体の成長促進につながるだけでなく、所得格差の縮小や貧困解消にも効果的である。国際機関や公的機関は、銀行、民間企業、地域共同体と共同して、こうした層や企業に対する信用供与拡大に取り組んでいる。例を挙げれば、国際金融公社 (IFC) は、マイクロファイナンス分野で投資サービス、アドバイザーサービスを提供するとともに、顧客に適した商品の販売、過剰貸付の回避、責任ある価格設定などの原則による顧客保護に取り組んでいる。国際協力銀行 (JBIC) は、インドネシアにおけるオートバイの割賦

販売金融会社への現地通貨建てローンに保証を提供している。また、マレーシア中銀は、インターネットバンキングやモバイルバンキングなど販売チャネルの拡充、比較的低価格での銀行サービスの提供、金融リテラシーの向上、信用情報データベースなどの金融インフラ整備などを柱に、官民協力して FI を推進している。

### 草の根における貯蓄動員

低所得層の多くは、インフォーマルな貯蓄手段（タンス預金、知人に預ける etc.）しか持たない。これを正式な金融機関に預けることにより、安全が確保され、金利を受け取ることができ、多様なサービスを受けられるなど、低所得層に多くの恩恵がもたらされるようになる。そのためには低所得層に対する金融教育が必要である。民間、政府、規制当局の果たす役割は大きい。世界貯蓄銀行協会（WSBI）によれば、貯蓄のための金融教育は、まず貯蓄の習慣を根付かせることから始まる。そのためには特に若年層への教育が重要である。金融教育は金融アクセスにつながって初めて意味が出る。収入が少なく不規則な貧困層に適したサービスの提供が求められる。

貯蓄推進には一方で消費者保護など適切な金融規制が不可欠だが、現在の規制は必ずしも地域の実情に適していないという課題を抱えている。インドネシアでは、自分の銀行預金口座を持っている国民は全体の 47%に過ぎない。このため、低所得層の貯蓄性向を高め、貯蓄習慣を根付かせるために、新しいスキーム（TabunganKu）が 2010 年にスタートした。従来は預金金利収入を口座管理手数料が上回り、銀行に預金を預けると残高が減少していくという制約があったが、新スキームでは口座管理手数料がなくなり、最低預入額も低く、車による移動店舗が利用できるなどの工夫がなされ、貯蓄増に成果をあげている。

### 送金、国境を越えたマイクロファイナンス

移民労働者による本国への送金は多くの国にとって極めて重要だ。地域統合が進むにつれて送金の重要性はさらに増すとみられる。モバイルやプリペイドカードなどのテクノロジーにより、移民労働者と送金受取人の双方にとって金融アクセスの拡大が可能になる。革新的なビジネスモデルの確立やさまざまな課題への取り組みのためには民間と、規制当局の協力が重要である。この点、海外送金や移民向け金融サービスを提供しているマイクロファイナンス・インターナショナルは、移民労働者は送金、国境をまたいだ支払サービス・保険・ローンなど、多様な金融サービスを求めているが、概して同社の主要業務地域である米州では当局側の現状の取り組みは不十分であると報告。また、マスターカードは、急速に普及しているモバイルバンキング（モバイルマネー）やプリペイドカードを活用して低所得層に金融サービスを提供しているが、銀行ネットワークとのリンク・相互運用性、商取引における普及度向上などの課題があるとした。

### 信用情報、本人確認、消費者保護

アジア・太平洋地域の規制当局は、「十分な信用供与」と「過剰貸付の回避」という 2 つの重要な政策目標の間のバランスをとることに腐心している。包括的な信用情報システムの構築は問題解決のカギを握る。信用情報を共有することで貸し手は信用リスクをより正確に評価できるようになり、信用供与の拡大が可能となる。一方、借り手に対

しては自制を促し、返済のインセンティブを高めることで過剰債務を抑制する効果が期待される。

また、信用情報システムの構築により、金融サービス提供の前提条件である本人確認を容易にする。日本では考えにくいですが、途上国では本人確認に困難を伴う国もある。重層的な情報活用により、詐欺行為を防ぐことができる。

では、どのような情報が必要なのか。延滞・破産などのネガティブ情報だけでなく、債務完済などポジティブ情報も重要である。また、銀行取引に限らず、公共料金や携帯電話、自動車保険料、家賃支払などの非金融データも含めた幅広い取引情報が必要である。各国の調査によれば、情報が包括的である方が、ローンの承認率が高く、貸出後の返済成績も良好との結果が得られている。特に、マイノリティや若年層などで顕著な効果がみられる。さらに、ローン承認期間の短縮、貸出金利低下といった効果も確認されている。

信用情報の共有では、信用情報機関（credit bureau）の役割が重要だ。南アジアでは信用情報機関の整備が遅れている。カンボジアでは官主導で信用情報機関を設立したが扱う情報はネガティブ情報のみで、情報の信頼性、管理体制などに課題を抱えており、発展途上にある。

他方で個人の信用情報保護が重要な政策課題となる。信用情報利用と消費者保護のバランスを取ることが求められる。情報の利用に際してはプライバシーなどの消費者保護が尊重されなければならない。機微情報の作成や使用に対しては消費者の同意が必要である。政策当局は地域の実情に応じた消費者保護モデルを構築しなければならない。すべての国に当てはまるユニバーサルなモデルはない。

## 担保付貸出

零細企業向けの信用を拡大するには、政府保証などの支援とともに、財産登記制度の改善や貸し手のための法執行コストの削減など、法・規制体系の改善が必要である。特に改革が求められるのは担保付貸出に関するルールである。アジア・太平洋地域では、担保に関する法規制インフラが不十分で、例えば担保権の確認に時間と費用がかかり、貸し手は自己の担保の優先順位につき客観的で確実な情報を得られない。ここ数年で多くの APEC メンバー国が財産登記や担保法、破産法を制定し状況は改善方向にあるが、いまだ重要な構造的障害が残っている。APEC として規制の統一を進める必要がある。

アジアでは、中小企業は企業数や雇用者数で大きな割合を占めている。中小企業は銀行からの借入が困難で、マイクロファイナンスに圧倒的に依存している。グローバル金融危機時には、自己資本規制による景気循環増幅効果（pro-cyclicality）もあり、一段と調達環境が厳しくなった。中小企業に関するデータ収集は不十分で、バランスシートの完備と詳細なデータ収集が求められている。吉野直行慶応大学教授から、信用保証協会を中心に設立された CRD（Credit Risk Database）協会のデータにより、中小企業の格付けを行う日本の取り組みが紹介された。データには B/S、P/L の他、設立年や所在地、後継者の有無などの非金融データ、さらに延滞や代位弁済などのデフォルトデータが含まれる。収益性、効率性、生産性、安全性、成長性の 5 項目に関する格付けが行われ、これにより信用保証料率、デフォルトリスク、リスクに基づいた貸出金利が算出可能となる。また、中小企業ファイナンスのチャネルとして、リスクの高い借り手に対して各

種基金 (Trust Fund) が投資家の資金を集めてファイナンスする、酒ファンド、音楽ファンドなどの例が紹介された。

中国における担保付貸付と中小企業金融に関する事例報告として、中国人民銀行による 2003 年の中小企業調査では、信用を得られた企業のうち 42%が不動産担保、24%が第三者保証により融資を受けていた。また、信用を得られなかった企業の 27%が、担保がないことを理由に融資を拒否された。銀行が受け入れる担保の 70%が不動産の一方、企業の資産の 70%は売掛金や在庫などの動産と大きなミスマッチがあり、担保取引法の成立の遅れがボトルネックとなっている。その後 2007 年に Real Right Law が成立し担保の範囲が拡大された。また、同じ 2007 年に人民銀行が売掛債権の登記に関する規則を定めた。

### 中小企業金融拡大と起業促進策

中小企業金融拡大、起業促進策について、タイの事例がタイ中小企業促進庁 (OSMEP) から報告された。タイも他のアジア諸国同様、中小企業のウェイトが大きく、雇用者数で全体の 78%を占めている。2012~2016 年はタイの第 3 次中小企業促進計画の期間にあたり、2016 年までに 25 万社の起業を目指している。OSMEP では、十分な財政資金の継続的投入や関係機関の協力などが成功のカギとし、2016 年に GDP 成長率に対する中小企業の寄与が 2010 年の 37.1%から 40%に上昇することを見込んでいる。

OECD による調査では、タイにおける起業活動は首都バンコクに集中しており、地域的な不均衡が大きい。また、中規模の企業が少ないのも特徴となっている。マクロ政策や労働市場の効率性、競争的な市場などの点で評価が高い反面、研究開発投資の少なさやベンチャーキャピタル・中小企業金融の不足など金融面の弱さが挙げられている。政策勧告として、政策の一貫性、政策立案能力の向上が挙げられている。

\* \* \* \* \*

以上のフォーラムでの議論は、2011 年 11 月ホノルルでの APEC 財務相会合、APEC 首脳会議や、G20 サミット (仏・カンヌ) に引き継がれていくことが期待される。なお、G20 ソウル・サミットは FI を実行する中心的な機構として Global Partnership for Financial Inclusion を設置したが、それを支える機関の一つである AFI (Alliance for Financial Inclusion) が 9 月 28~30 日にメキシコで会合を予定している。今回のフォーラムと重なるテーマも多く、そこでの議論も要注目である。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2011 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>